

			2018年8月12日 日まで	2018年8月13日 (FIRRMA 成立・非主要規定施行日) ～2018年11月9日	2018年11月10日(FIRRMA パイロットプログラム 施行日) ～2019年3月5日までに終了。	FIRRMA 完全施行日(2020年2月13日までに予定) 以降
規制 項目	規制対象 投資行為	” Foreign Person” による “US Business” への <u>支配を及ぼす投資</u> (例:買収)			○ (CFIUS 審査対象)	
		” Foreign Person” による “US Business” への <u>支配を及ぼさない投資</u> (= 「その他の投資」)	×	×	特定 27 産業分野において利用・開発される重大技術(critical technologies)に関する <u>米国ビジネス(定義は下記)</u> に対する <u>支配を及ぼさない投資</u> であって、以下のいずれかが可能になる場合は、CFIUS 審査対象： (i) 重要な <u>非公開技術情報</u> へのアクセス、 (ii) <u>取締役会メンバー</u> 等の資格・その選任、又は (iii) <u>重大な技術</u> についての <u>意思決定関与(投票権行使以外)</u>	(1) <u>重大なインフラ</u> 、(2) <u>重大な技術</u> 、又は(3) <u>米国人の機微な個人データ(米国の国家安全保障に関わるもの)</u> に関する <u>米国事業関与者(米国企業、米国と取引のある外国企業)</u> に対する <u>支配を及ぼさない投資</u> であって、以下のいずれかが可能になる場合は、CFIUS 審査対象： (i) <u>実質的な非公開情報へのアクセス</u> が可能になる場合、 (ii) 役員又は役員に準じる <u>職位</u> につくことが出来る場合、又は、 (iii) <u>株主としての議決権行使以外の方法</u> で、以下のいずれかについての <u>決定に関わることが出来る</u> 場合。 (a) <u>米国人の機微な個人データ</u> 、 (b) <u>重大な技術(critical technologies)</u> 、若しくは (c) <u>重大なインフラ</u>
	規制投資対象 である “US Business” の定義		米国企業、及び米国に子会社又は支店を有し、かつ、米国との取引がある非米国企業			米国事業関与者(a person engaged in interstate commerce in the US) → <u>米国弁護士によれば、米国企業のみならず、米国と取引のある外国企業全てが含まれると解釈される</u> とのこと。
	規制投資主体である ” Foreign Person” の定義		外国企業・人・政府のみならず、 <u>外国企業・人・政府によって支配されている米国企業も含まれる。</u> 例：外国企業 X 社に支配されている米国企業 A 社は、その株式保有比率が 50% 以下でも、” Foreign Person” 。 A 社は、米国企業でもあるので、“US Business” にもあたり、規制投資対象にもなる。			FIRRMA の定義規定が、下位規則で具体的な定義を規定する予定であることを明記。
	「支配」(“control”) の定義		企業運営決定権、取締役選任権等の有無等から総合的に判断される(株式・持分保有比率だけでは決まらない)			左記が改正される可能性もある。
	CFIUS への事前届出義務		無し		以下の場合、事前届出義務あり。 (1) <u>特定 27 産業分野において利用・開発される重大技術</u> に関する US Business(定義は上記)への <u>支配権を及ぼす投資</u> 。 (2) <u>上記の支配権を及ぼさない投資</u> で、CFIUS 審査対象になる場合。	以下の場合、事前届出義務有り。 投資行為主体の Foreign Person が、外国政府と実質的な利害関係があり、かつ、投資により、(1) <u>重大なインフラ</u> 、(2) <u>重大な技術</u> 、又は(3) <u>米国人の機微な個人データ(米国の国家安全保障に関わるもの)</u> に関する <u>米国事業関与者(米国企業又は米国と取引のある外国企業)</u> と、直接的又は間接的に、実質的利害関係が生じる場合。 (注) 「実質的利害関係」につき、下位規則で定義が規定される予定。
	任意通知手続		利用可能			
	即時施行(8/13)の FIRRMA 規定		×	○：審査手続の改訂規定等(例：審査期間が、従来の 75 日から、最大 105 日に延長)		
適用 法令	FIRRMA	主要規制(規制対象行為、 規制投資対象等)	—	×		○
		上記以外	—			○
	FIRRMA パイロットプログラム		—			—
	下位規則(31 CFR Part800)		○	○		○ (FIRRMA 完全施行日までに、改正実施予定)  (注)：早ければ、米財務省が、7月～9月頃に、FIRRMA 完全施行のための規則改正案を公表し、パブコメを募集する見込み。
			(当時の名称：Regulations Pertaining to Mergers, Acquisitions, and Takeovers by Foreign Persons) ---FINSA(Foreign Investment and National Security Act of 2007) に基づき、2008年12月12日に施行	(パイロットプログラム成立日(2018年10月11日)に一部改正) (新名称：Provisions Pertaining to Certain Investments in the United States by Foreign Persons) --左記規則の一部を改正したが、多くの主要規定を維持		